

第2期矢巾町成年後見制度利用促進基本計画

素案

令和6年3月

矢巾町

目 次

1	基本計画の目的	1
2	基本計画の概要	1
	(1) 基本計画の位置づけ	1
	(2) 基本計画の期間	2
	(3) 計画策定のための取り組み及び体制	2
3	成年後見制度の利用に関する現状と課題	3
	(1) 現状	3
	(2) アンケート調査結果	6
	(3) 事業所アンケート調査	13
	(4) 第1期計画の取組の状況	18
	(5) 成年後見町長申立の状況	21
	(6) 課題	22
4	計画の目標と計画的に講ずべき施策	23
	(1) 目標	23
	(2) 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	24
	① 総合的な権利擁護支援策の充実	24
	ア 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進及び同事業の 実施体制の強化	24
	イ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討	28
	② 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等	29
	ア 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透	29
	イ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等	30
	③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	31
	ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的考え方	31
	イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能	31
	ウ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための 取組み	32
	④ 優先して取り組む事項	34
	ア 任意後見制度の利用促進	34
	イ 担い手の確保・育成の推進	34
	ウ 町長申立ての適切な実施	34
5	計画の推進にあたって	36
	資料編	37

1 基本計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、町内における成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

2 基本計画の概要

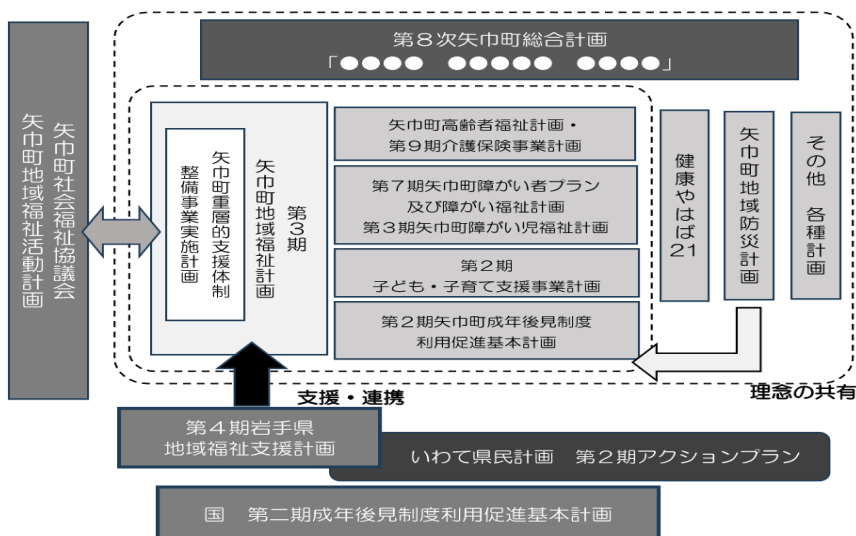
（1）基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。

本町は、令和 3 年度から令和 5 年度までを第 1 期矢巾町成年後見制度利用促進計画（以下「第 1 期計画」という。）の期間として、成年後見制度の周知・理解促進・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどを進めてきました。

これにより、本人の意思決定支援や成年後見制度の運用が進みつつありますが、身近な場所での相談窓口の周知や判断能力に不十分な人を適切に必要な支援につなげ、適切に対応する必要があります。そのため、新たに第 2 期矢巾町成年後見制度利用促進計画（以下「第 2 期計画」という。）を定め、更なる施策の推進を図ります。

また、本計画は「第 8 次矢巾町総合計画」、「第 3 期地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」、「第 7 期矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画 第 3 期矢巾町障がい児福祉計画」、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」、「第 2 期矢巾町成年後見制度利用促進基本計画」などの関連計画との整合性を図りながら策定します。



(2) 基本計画の期間

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が令和8年度までの期間であることや、関連計画（地域福祉、高齢者福祉・介護保険事業、障がい者福祉）の見直し時期と合わせ、本計画の期間を、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。なお今後、町関連計画の見直しに伴い、本計画を該当する計画に統合していくことを検討します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
矢巾町総合計画	第7次 (H28～)			第8次 (~R13)			
(基本計画・実施計画)	第7次・後期 (R2～)			第8次・前期			
矢巾町地域福祉計画	第2期 (R2～)			第3期			
重層的支援体制整備事業 実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	地域福祉計画に包含 (R6～)			
障がい者プラン及び障がい福祉計画	第6期			第7期		第8期	
障がい児福祉計画	第2期			第3期		第4期	
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期			第9期		第10期	
子ども・子育て支援事業計画	第2期 (R2～)			第3期			
矢巾町成年後見制度利用促進基本計画	第1期			第2期		第3期	
矢巾町地域福祉活動計画 (矢巾町社会福祉協議会)	第2期			第3期			
岩手県地域福祉支援計画	第3期 (H31～)			第4期			

(3) 計画策定のための取り組み及び体制

矢巾町成年後見制度利用促進審議会において、学識経験者、医療・福祉関係者、司法関係者、町民等により計画策定に関して審議を行いました。

また、令和6年1月●●日から2月●●日まで、パブリックコメントを行いました。

3 成年後見制度の利用に関する現状と課題

(1) 現状

① 成年後見制度の対象と推察される方 各4月1日現在

※矢巾町資料より（単位：人）

	令和2年	令和5年
認知症高齢者※1	796	954
療育手帳を所持している人	236	247
精神障害者保健福祉手帳を所持している人	183	206
合 計	1,215	1,407

※1 要介護（支援）認定を受けている方のうち日常生活自立度がⅡa（※2）以上の方

※2 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態（たびたび道に迷う、買い物や事務・金銭管理など、それまでできたことができない等）

② 任意後見の利用者数（隔年12月末時点）

※盛岡家庭裁判所資料より（単位：人）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	0	0	0	0	0	0

③ 成年後見制度の利用者数（隔年12月末時点）

※盛岡家庭裁判所資料より（単位：人）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
被後見人	58	58	63	64	60	59
被保佐人	3	3	2	3	3	3
被補助人	1	1	1	1	1	2
合計	62	62	66	68	64	64

④ 町長申立（※3）件数

※矢巾町資料より（単位：件）

	平成 27 年	平成 28 年～令和 3 年	令和 4 年
高齢者	1	0	0
障がい者	0	0	1
合計	1	0	1

※3 成年後見制度の利用が必要であるが、親族等による申立が期待できない場合であって、その方の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に、成年後見人等が選任されるように市町村長が申立てることができる。

⑤ 日常生活自立支援事業の利用状況（各 4 月 1 日時点）

※矢巾町資料より（単位：人）

	令和 2 年	令和 5 年
施設入所者	6	1
在宅	2	3
合計	8	4

⑥ 高齢化と世帯の状況

○人口推移

※住民基本台帳 各年 10 月 1 日時点

	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口	27,264人	27,426人	27,152人	26,970人	26,641人	26,377人
年少人口（14歳以下）	3,596人	3,591人	3,471人	3,417人	3,232人	3,086人
生産年齢人口（15歳～64歳）	16,818人	16,801人	16,459人	16,215人	15,959人	15,723人
15～39歳	7,325人	7,307人	7,078人	6,874人	6,701人	6,525人
40～64歳	9,493人	9,494人	9,381人	9,341人	9,258人	9,198人
40歳以上人口	16,343人	16,528人	16,603人	16,679人	16,708人	16,766人
40歳以上人口比率	59.9%	60.3%	61.1%	61.8%	62.7%	63.6%
高齢者人口	6,850人	7,034人	7,222人	7,338人	7,450人	7,568人
高齢化率	25.1%	25.6%	26.6%	27.2%	28.0%	28.7%
前期高齢者人口（65歳～74歳）	3,713人	3,774人	3,927人	3,971人	3,864人	3,798人
前期高齢者比率	13.6%	13.8%	14.5%	14.7%	14.5%	14.4%
後期高齢者人口（75歳以上）	3,137人	3,260人	3,295人	3,367人	3,586人	3,770人
後期高齢者比率	11.5%	11.9%	12.1%	12.5%	13.5%	14.3%

○高齢者のいる世帯数の推移

※国勢調査 各年 10 月 1 日時点

	平成 27 年	令和 2 年
全世帯	9,874 世帯	10,956 世帯
高齢者のいる世帯	3,889 世帯	4,377 世帯
(全世帯数比)	39.4%	40.0%
単身世帯	575 世帯	755 世帯
(全世帯数比)	5.8%	6.9%
夫婦世帯(夫婦ともに 65 歳以上)	662 世帯	900 世帯
(全世帯数比)	6.7%	8.2%
同居世帯	2,652 世帯	2,722 世帯
(全世帯数比)	26.7%	24.8%

(2) アンケート調査結果

(2) -1 高齢者

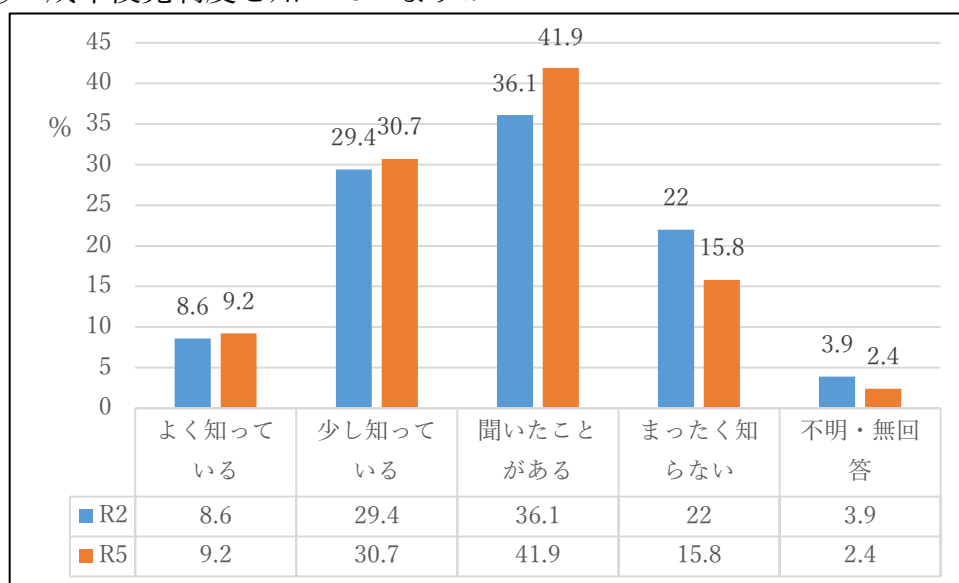
矢巾町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画介護予防・日常生活ニーズ調査より

対象者：65歳以上の高齢者（要介護1～要介護5を除く）から1,000名を無作為抽出

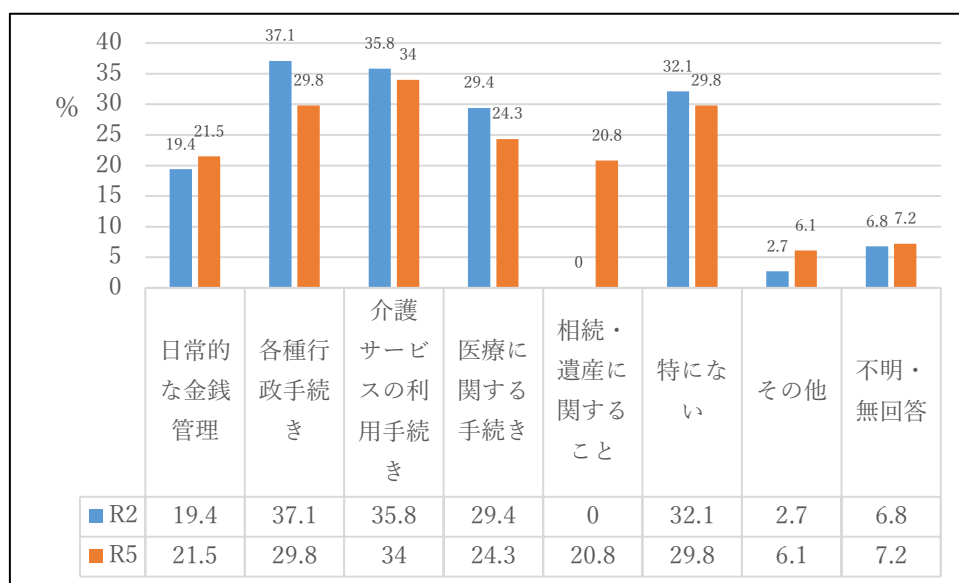
実施時期：令和5年8月 回収率：55.4%（554名/1,000名）

※令和2年度調査：対象者抽出方法と数は令和5年度実施と同じで、回収率66.0%（660名/1,000名）

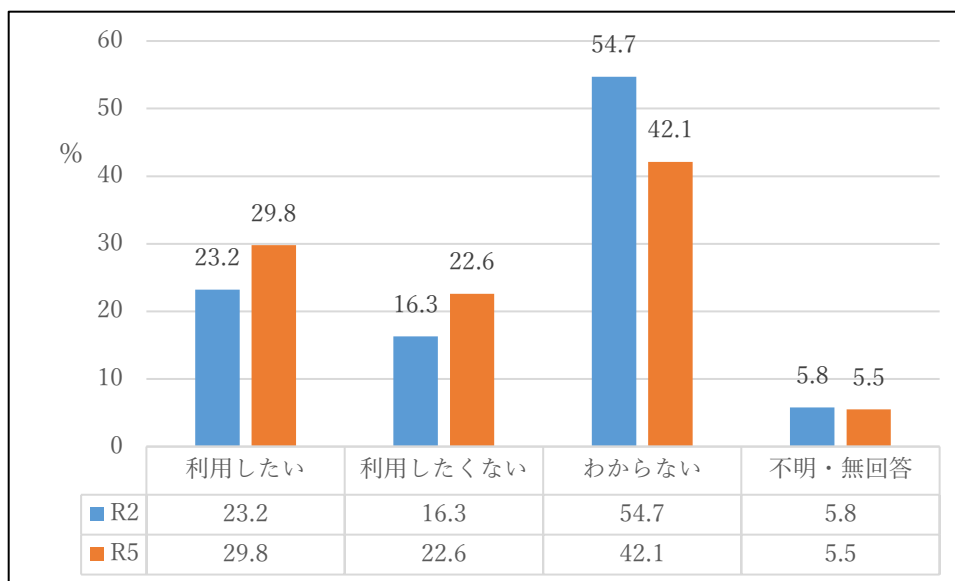
① 成年後見制度を知っていますか



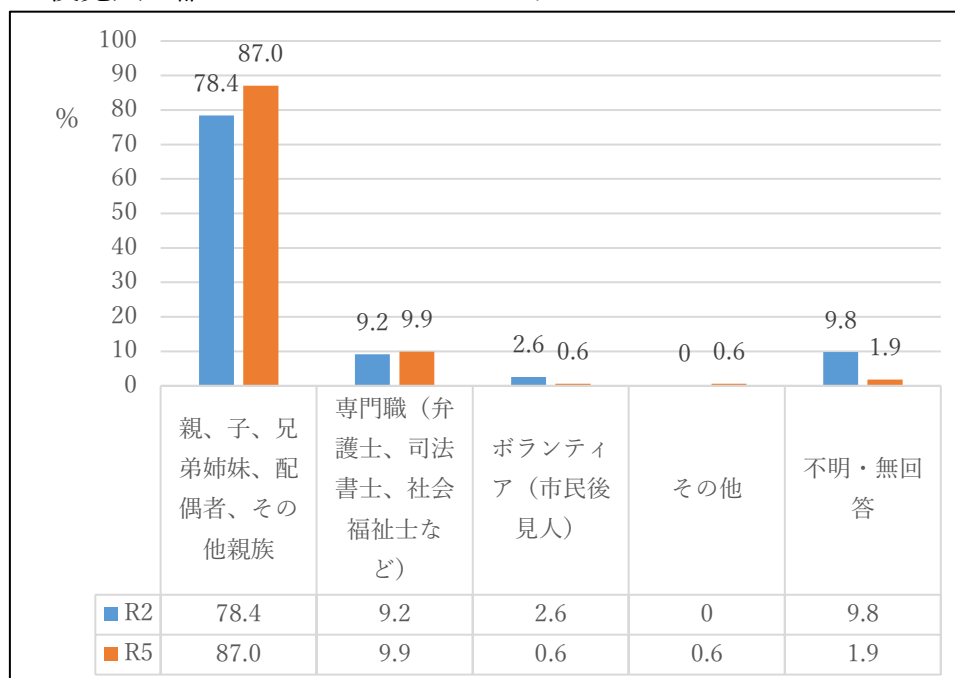
② 将来的に不安を感じることは何ですか（複数回答）



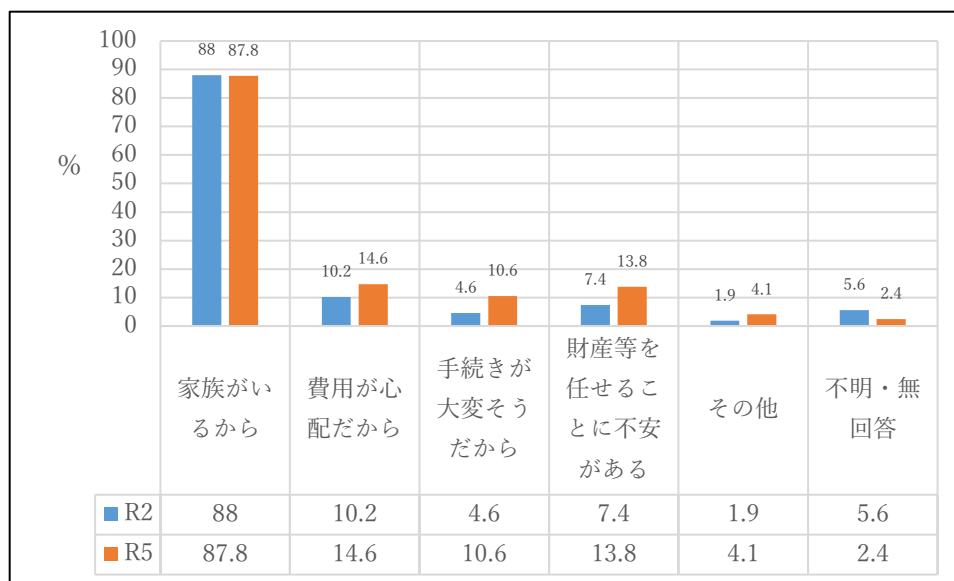
③ 認知症などで判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいですか



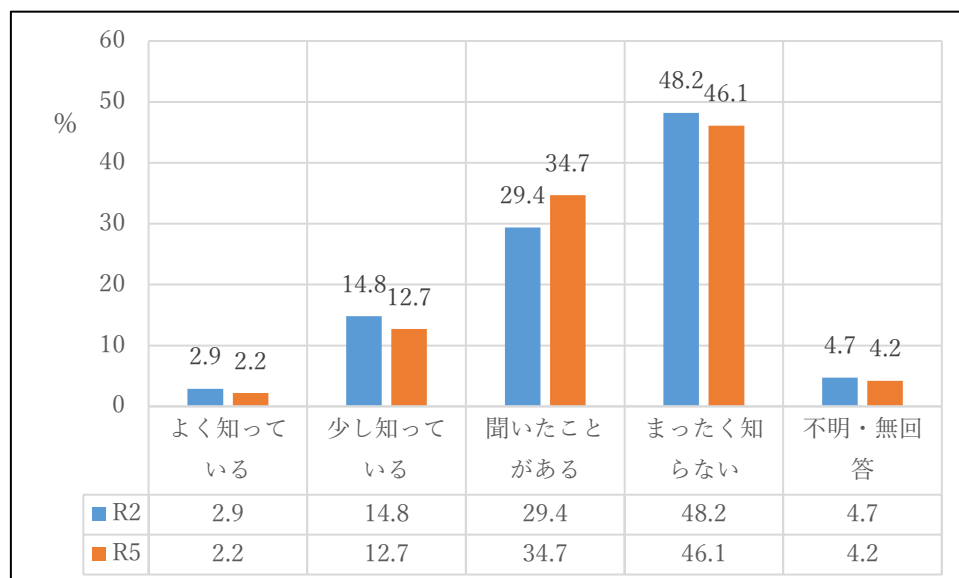
④ア 後見人は誰になってもらいたいですか



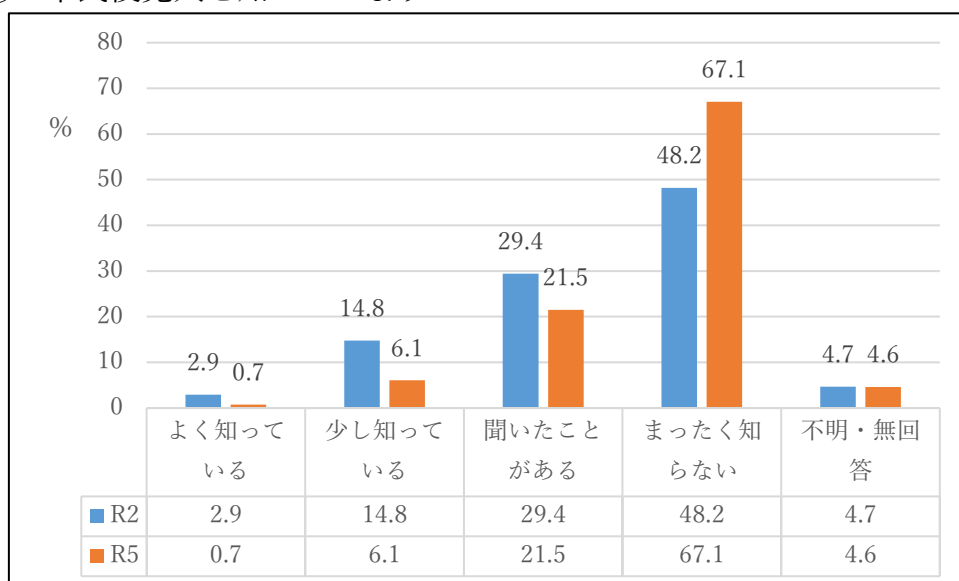
④イ 利用したくない理由は何ですか（複数回答）



⑤ 任意後見制度を知っていますか



⑥ 市民後見人を知っていますか



(2) -2 障がい者

矢巾町障がい者福祉に関するアンケート調査票 より

対象者：療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者から 255 名を無作為抽出

実施時期：令和 5 年 8 月

回収率：療育手帳所持者 58.6% (65 名/111 名)

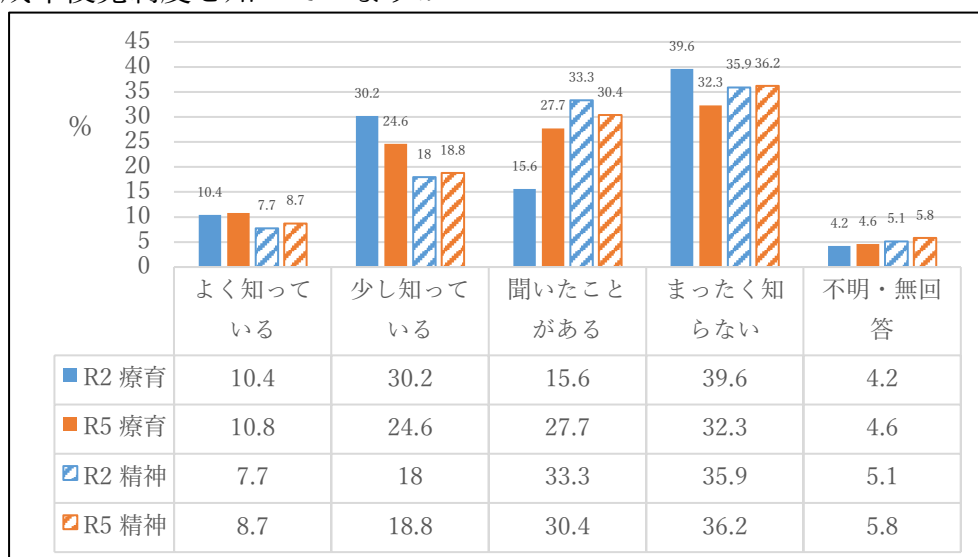
精神障害者保健福祉手帳所持者 47.9% (69 名/144 名)

※令和 2 年度調査：対象者抽出方法は令和 5 年度と同じで、267 名を抽出。

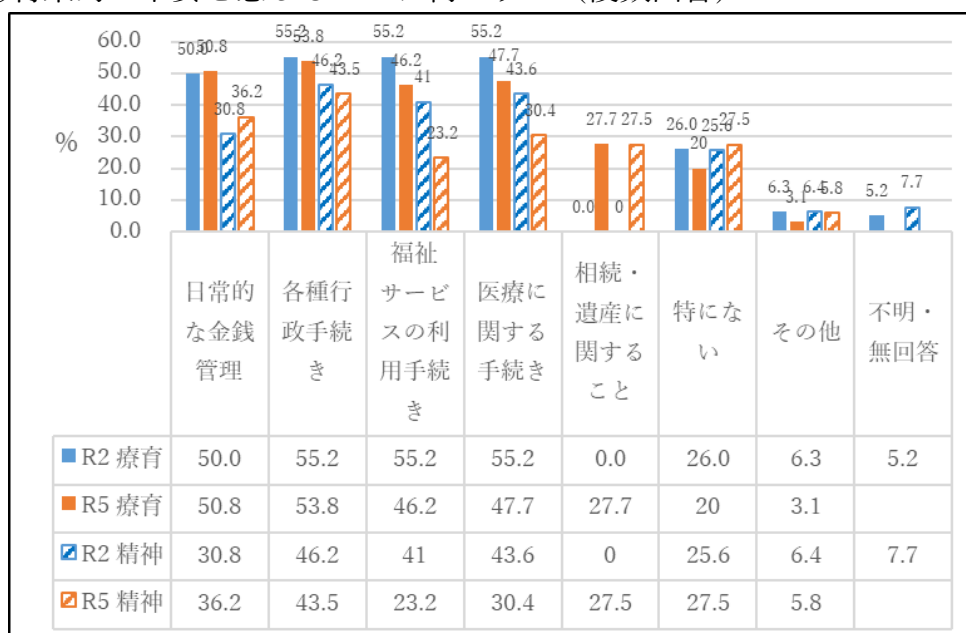
回収率 療育手帳所持者 71.1% (96 名/135 名)

精神障害者保健福祉手帳所持者 59.0% (78 名/132 名)

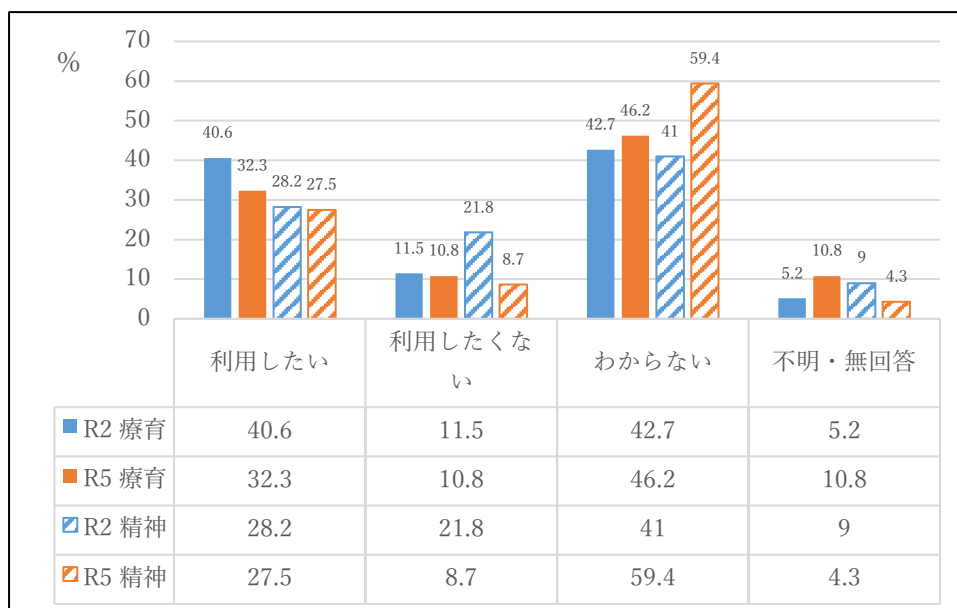
①成年後見制度を知っていますか



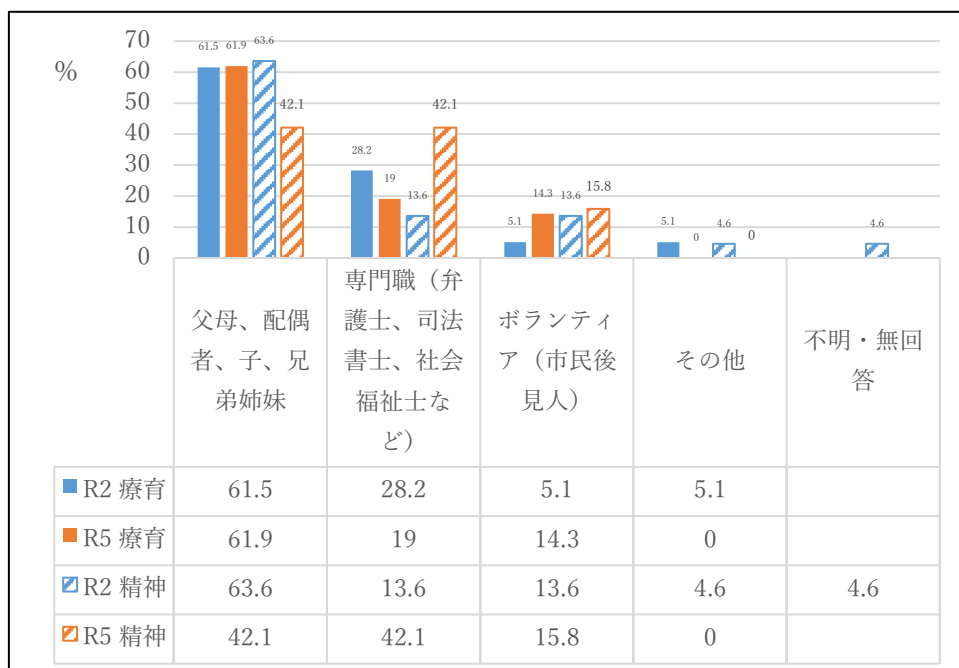
②将来的に不安を感じることは何ですか（複数回答）



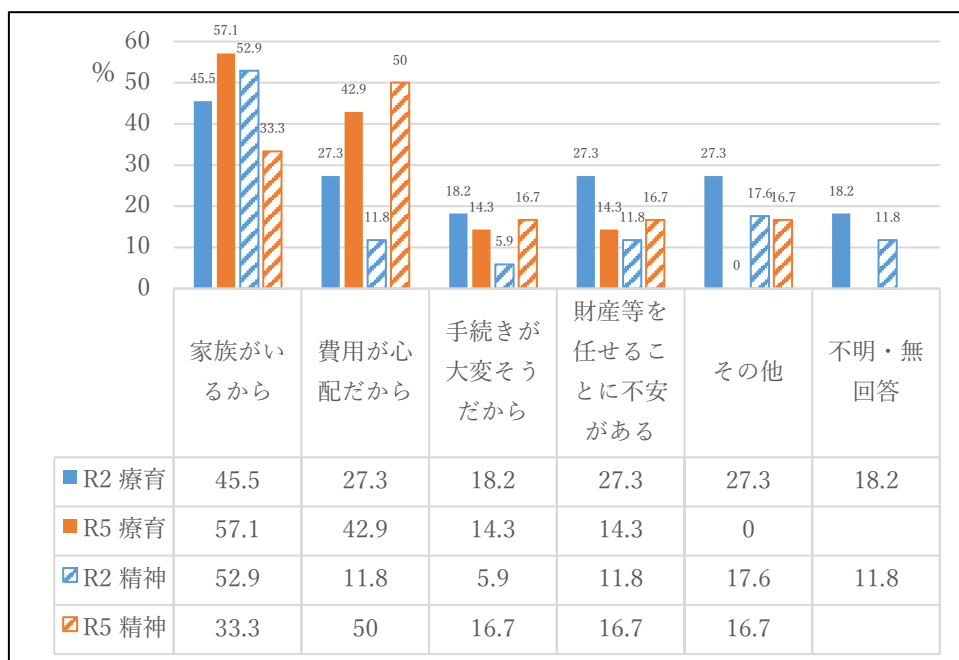
③判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいですか



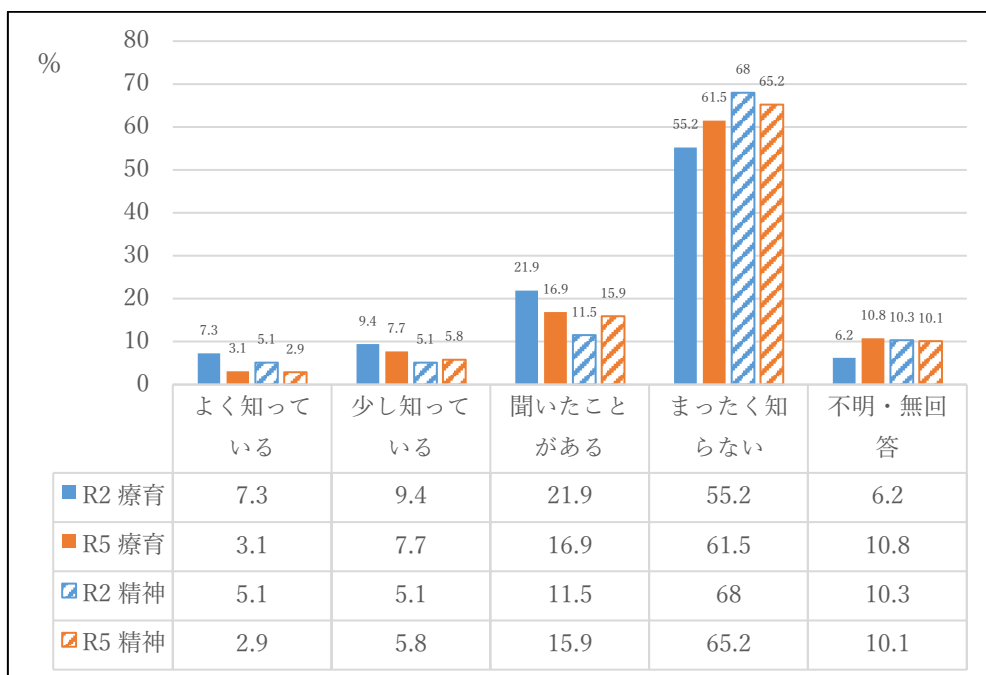
④ア 後見人は誰になってもらいたいですか



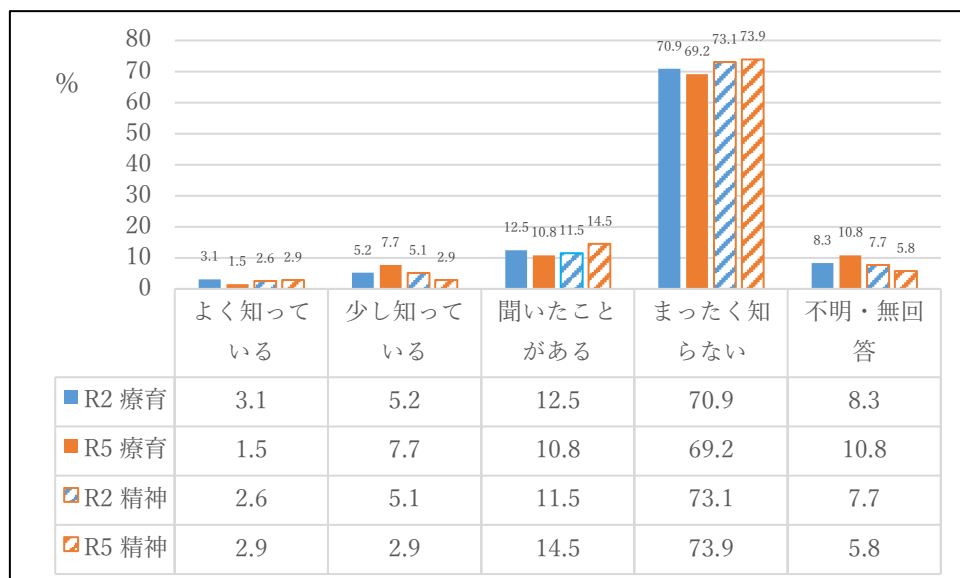
④イ 利用したくない理由は何ですか（複数回答）



⑤ 任意後見制度を知っていますか



⑥ 市民後見人を知っていますか



(3) 事業所アンケート調査

(3) -1 高齢者（町内居宅介護支援事業所・入所系施設）

実施時期：令和5年10月3日から令和5年10月17日

回収率：76.5%（13施設/17施設） 回答者：施設管理者

① 成年後見制度を知っていますか

	件数	%
よく知っている	7	53.8
少し知っている	6	46.2
聞いたことがある	0	0.0
まったく知らない	0	0.0
無回答	0	0.0
有効回答数	13	100.0

② 任意後見制度を知っていますか

	件数	%
よく知っている	4	30.8
少し知っている	8	61.5
聞いたことがある	1	7.7
まったく知らない	0	0.0
無回答	0	0.0
有効回答数	13	100.0

③ 市民後見人を知っていますか

	件数	%
よく知っている	3	23.1
少し知っている	7	53.8
聞いたことがある	3	23.1
まったく知らない	0	0.0
無回答	0	0.0
有効回答数	13	100.0

④ 日常生活自立支援事業を知っていますか

	件数	%
よく知っている	8	61.5
少し知っている	5	38.5
聞いたことがある	0	0.0
まったく知らない	0	0.0
無回答	0	0.0
有効回答数	13	100.0

⑤ 意思決定支援を知っていますか

	件数	%
よく知っている	7	53.8
少し知っている	2	15.4
聞いたことがある	4	30.8
まったく知らない	0	0.0
無回答	0	0.0
有効回答数	13	100.0

⑥ 成年後見制度の相談窓口を知っていますか

	件数	%
知っている	13	100.0
知らない	0	0.0
有効回答数	13	100.0

⑦ 成年後見制度の相談を受けたことがありますか

	件数	%
ある	9	69.2
ない	4	30.8
有効回答数	13	100.0

⑧ 成年後見制度にかかる支援をしたことがありますか

	件数	%
ある	8	61.5
ない	5	38.5
有効回答数	13	100.0

(3) -2 障がい者（町内計画相談支援事業所・通所・入所系施設）

実施時期：令和5年10月3日から令和5年10月17日

回収率：100%（24施設/24施設） 回答者：施設管理者

① 成年後見制度を知っていますか

	件数	%
よく知っている	11	45.8
少し知っている	12	50.0
聞いたことがある	1	4.2
まったく知らない	0	0.0
無回答	0	0.0
有効回答数	24	100.0

② 任意後見制度を知っていますか

	件数	%
よく知っている	8	33.3
少し知っている	8	33.3
聞いたことがある	4	16.7
まったく知らない	4	16.7
無回答	0	0.0
有効回答数	24	100.0

③ 市民後見人を知っていますか

	件数	%
よく知っている	7	29.2
少し知っている	8	33.3
聞いたことがある	4	16.7
まったく知らない	5	20.8
無回答	0	0.0
有効回答数	24	100.0

④ 日常生活自立支援事業を知っていますか

	件数	%
よく知っている	9	37.5
少し知っている	6	25.0
聞いたことがある	4	16.7
まったく知らない	5	20.8
無回答	0	0.0
有効回答数	24	100.0

⑤ 意思決定支援を知っていますか

	件数	%
よく知っている	11	45.8
少し知っている	4	16.7
聞いたことがある	3	12.5
まったく知らない	6	25.0
無回答	0	0.0
有効回答数	24	100.0

⑥ 成年後見制度の相談窓口を知っていますか

	件数	%
知っている	18	75.0
知らない	6	25.0
有効回答数	24	100.0

⑦ 成年後見制度の相談を受けたことがありますか

	件数	%
ある	14	58.3
ない	10	41.7
有効回答数	24	100.0

⑧ 成年後見制度にかかる支援をしたことがありますか

	件数	%
ある	7	29.2
ない	17	70.8
有効回答数	24	100.0

(4) 第1期計画の取組の状況

第1期計画 P11～20「4(2) 基本的な考え方 ア～オ」の項目に沿った取組み状況は、以下のとおりです。

【4(2) 基本的な考え方】

ア 地域連携ネットワークの3つの役割

【活動内容と現状】

(ア) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の周知

- ・成年後見制度については、広報やはば掲載、中核機関である盛岡広域成年後見センターの周知チラシを役場窓口設置、介護及び障がいの相談支援にかかる職員から本人及び家族への周知の方法となっていました。一般住民を対象とした周知として、中核機関主催で盛岡成年後見センターと連携し、令和3年10月に町田園ホールにて講演会を実施しました。
- ・日常生活自立支援事業は町社会福祉協議会が窓口となり、個別に相談対応していますが、希望してから利用までに数か月かかる現状です。

(イ) 相談窓口の整備・周知

- ・町(健康長寿課・福祉課)、矢巾町地域包括支援センター、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、矢巾町社会福祉協議会において対応しています。また、矢巾町では令和3年度から重層的支援体制整備事業に取り組み、属性を問わない相談支援体制を構築し、広く困り事を把握し支援する体制を整備し、体制づくりに努めてきました。
- ・種別相談の状況は以下のとおり。

高齢者 (矢巾町地域包括支援センター)

権利擁護相談 (うち成年後見制度に係る相談)

令和3年度 115件 (19件)、令和4年度 161件 (16件)、

令和5年度7月末 207件 (0件)

障がい者 (紫波地域障がい者基幹相談支援センター)

成年後見制度に係る相談

令和3年度 5件、令和4年度 14件、令和5年度 6件 (延べ件数)

町社会福祉協議会

令和4年度から年2回、成年後見制度に特化した相談会を中核機関と連携し実施。令和4年度9件 令和5年度2件 (1回目まで)。

(ウ) 中核機関 (盛岡広域成年後見センター) の設置

- ・令和2年4月以降、盛岡広域成年後見センターの設置を継続しております。

(エ) 制度利用にかかる支援者と相談機関との連携

- ・制度利用にかかる検討(対応や役割分担) 地域ケア個別会議、支援者会議。

成年後見制度にかかる内容が含まれた会議の取組みは、次のとおりです。

地域ケア個別会議：令和3年度1ケース1回、令和4年度3ケース7回、
令和5年度7月末時点 ケースなし。

支援者会議等：令和3年度 0回、令和4年度 2ケース3回、
令和5年度(上半期時点) 1ケース1回

イ 地域連携ネットワークの基本的仕組み

【活動内容と現状】

(ア) 本人をチームで関わる体制づくり(地域ケア個別会議、支援者会議)

- ・制度利用に係る検討(対応や役割分担)を行い実績は以下のとおりです。
実績：地域ケア個別会議、支援者会議(再掲：3(4)ア(エ))

(イ) 盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会の設置

- ・盛岡広域成年後見センター(中核機関)が事務局となり、協議会の設置、運営をしています。

本町のみならず、盛岡圏域の成年後見制度にかかる状況把握及び課題把握を行い、解決にむける検討も年1回程度実施しています。

ウ 地域連携ネットワークの中核機関

【活動内容と現状】

中核機関の設置

- ・地域連携ネットワークの中核機関を「盛岡広域成年後見センター」に位置づけを継続しております。

エ 地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的機能等

【活動内容と現状】

(ア) 成年後見制度にかかる各機関における制度及び相談先周知

- ・地域包括支援センター及び障がい者相談支援事業所、金融機関、地域の公民館等へチラシを配架し相談先の周知を行っております。

・一般住民向け講演会を盛岡広域成年後見センターでは、毎年度1回、共同設置している市町を巡回して実施しており、本町では令和3年10月2日(田園ホール)に開催いたしました。

- ・出前講座：令和3年度3回、令和4年度5回、令和5年度は上半期2回開催しており、矢巾町内での開催に向け検討している。

・中核機関による相談支援機関への窓口訪問：令和2年度は地域包括支援センター、令和3年度は精神科病院、令和4年度は障がい者施設、令和5年度は介護施設を中心に訪問し、盛岡広域成年後見センターの役割を伝えるとともに制度の利用状況や課題について意見交換を実施。

- ・ニューズレターの発行（年4回）
- ・盛岡広域成年後見センターホームページを利用した情報提供

(イ) 中核機関及び相談機関における相談対応

令和3年度 623件（うち28件が矢巾町相談者）

令和4年度 621件（うち43件が矢巾町相談者）

令和5年度 360件（うち20件が矢巾町相談者） ※令和5年度は9月末現在

(ウ) 市民後見人の養成と養成後のフォローアップ・受任者調整

・市民後見人養成講座は毎年度実施。基本となる養成講座修了者に対するフォローアップ研修や市民後見人候補者名簿登録者を対象とする定期研修も実施しております。

また、市民後見人の活動を支える取組みとして、毎月、市民後見人情報交換会を実施しています。

・市民後見人受任者調整検討会議：毎月開催を原則とし、検討委員は、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会の各1名からなる3名に協力いただき、首長申立て案件のほか、専門職から市民後見人への移行案件、盛岡広域成年後見センターで申立支援した案件についても検討しています。

(エ) 後見人支援機能（本人の意思決定支援・身上保護を重視した円滑な後見活動の支援・裁判所との情報共有）

・日常生活自立支援事業から成年後見制度への転換が必要なケースの検討の実施

・相談業務において、相談者の状況に応じて、自宅や病院等に出向いての訪問相談も実施し、関係機関の支援者と連携し、制度利用だけでは解決できない事案についても対応しています。また、家庭裁判所との連絡会議も実施し、市民後見人の活動や申立てにかかる課題等についても情報共有しています。

・日常生活自立支援事業から成年後見制度への転換が必要なケースについても対応することとしていますが、実際の相談案件は極めて少ない状況にあります。

オ 中核機関の設置・運営形態

(ア) 設置の区域

令和3年度から4年度までは、盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の5市町とし、令和5年度からは、盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、岩手町の6市町となっております。

(イ) 設置の主体

設置の主体は、令和3年度から4年度は盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の5市町で、令和5年度からは岩手町が加わり6市町で、盛岡広域成年後見センターの設置を継続しております。

(5) 成年後見町長申立の状況

第1期計画 P21「5 成年後見町長申立と報酬助成の実施」の取組み状況は以下のとおりです。

成年後見制度を利用したくても、自ら申立てることが困難、身近に申立てる親族がない、申立の経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により、制度を利用できない人に対して、町長が申立てを行うとともに、成年後見制度利用促進支援事業として申立に係る支援や費用（手数料）の支援、後見人報酬の助成等を実施し、制度の利用を支援しております。

【活動内容と現状】

(ア) 矢巾町市民後見人名簿の整備

・本町市民後見人名簿について、令和5年12月時点では未整備となっております。

(イ) 町長申立が必要な方への、申立支援（裁判所への書類作成及び提出、申立費用助成）や報酬助成

・令和4年度に町長申立（障がい）について1件支援を実施しました。申立費用は町と本人の双方が負担し、報酬については本人に資産があったことから本人が負担しています。

(6) 課題

本町においては、成年後見制度の対象と推察される人が1,361人（令和5年4月1日現在）となっており、第1期計画策定時の令和2年4月1日と比較し、148人増（認知症高齢者は158人増、療育手帳所持者は11人増、精神保健福祉手帳所持者は13人増）となっており、何らかの支援を必要としていると思われる人は増加しております。

高齢者については、高齢化とともに、高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯も増加傾向にあります。このことから、今後、何らかの支援を必要とする人のさらなる増加が推測されます。

アンケート調査（高齢者・障がい者）では、成年後見制度の認知度について、「知っている」及び「少し知っている」と答えた人は高齢者では微増、障がい者では療育手帳所持者は減少、精神保健福祉手帳所持者は微増となっており、第1期計画と同様に成年後見制度の普及啓発・周知が必要であると考えられます。

また、周知不足の要因もあり、「判断が十分にできなくなったときの成年後見制度の利用」については、高齢者・障がい者ともに「わからない」という回答が最多の結果であり、制度そのものの理解が十分ではないということが考えられます。

このことから、自分が「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」「任意後見制度」を利用するかどうかを考えるための、正しい情報を知ることが大切となるため、第2期計画においても「制度の周知」が必須であると捉え、そのために制度利用にかかる相談支援の体制整備が重要であることと考えられます。

介護サービス事業所及び障がいサービス事業所対象のアンケート調査では、「意思決定支援」について、障がいサービス事業所では「まったく知らない」と25%の回答があり、支援者が制度を知り、制度利用のための関係機関への権利擁護支援に関する研修等も必要と考えられます。

4 計画の目標と計画的に講ずべき施策

第1期計画において、認知症や障がい等により判断能力が不十分になっても、誰もが住み慣れた地域で尊厳を持ってその人らしく生活を継続できるまちを目指し取り組んでまいりました。

本計画では、本町の地域の特性や実情に即しながら、国の第二期成年後見制度利用促進計画における市町村の取り組むべきことや第4期岩手県地域福祉支援計画の内容も考慮し、第2期計画を進めていきます。

(1) 目標

本計画では、認知症や障がい等により、判断能力が不十分になっても、誰もが本人の自己決定や意思決定ができ、住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしく生活を継続し、社会参加ができるまちを目指します。



出典：厚生労働省：第二期成年後見制度利用促進基本計画における
地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

また、第2期計画では、地域共生社会の理念及び町第8次総合計画に定められたSDGs（注）の推進方法に則り、国際目標のSDGsの要素を反映し、「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」を推進することとします。

（注） Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

【SDGs ゴールとの関わり】



（2）成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

① 総合的な権利擁護支援策の充実

ア 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳ある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものであります。本町の住民ニーズ調査において、成年後見制度の認知度が低い結果から、町民が、自分は将来どのようにして安心した生活を送るか、利用できる制度を知り、本人が希望する制度を選ぶことができるよう周知・広報を行う対応が必要です。

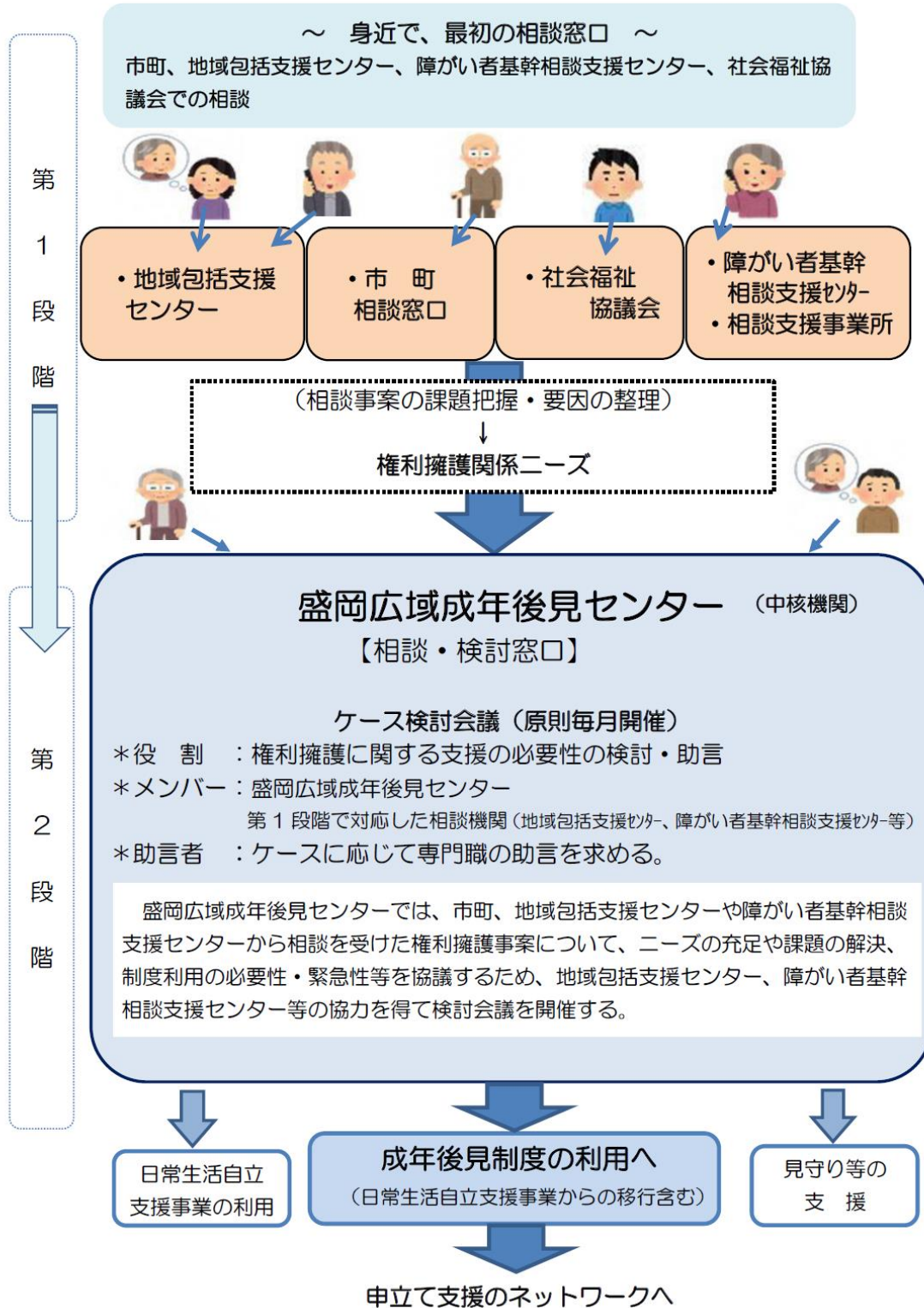
日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進される一方、本町においても同事業の待機者が生じているなど成年後見制度への移行に課題がある現状です。

そのため、町民に身近な相談窓口について、町（健康長寿課・福祉課）、矢巾町地域包括支援センター、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、町社会福祉協議会等を広く周知し、高齢者、障がい者や身寄りのない人などに対する見守りや日常生活上の支援、日常生活自立支援事業などの利用をきっかけに、任意後見制度の周知を行い効果的に進めます。

また、今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、制度の利用促進には、支援者を対象とした周知・相談のしくみづくりと関係機関と連携と役割分担の下で行うことが必要性です。(P26～P27「相談業務の流れ」参照)

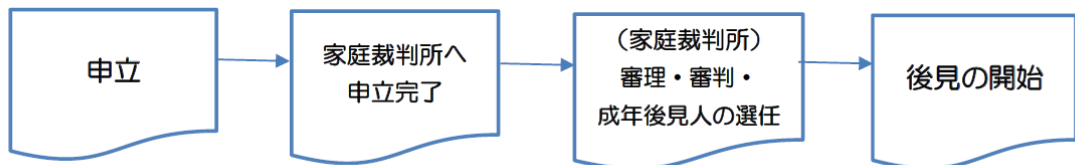
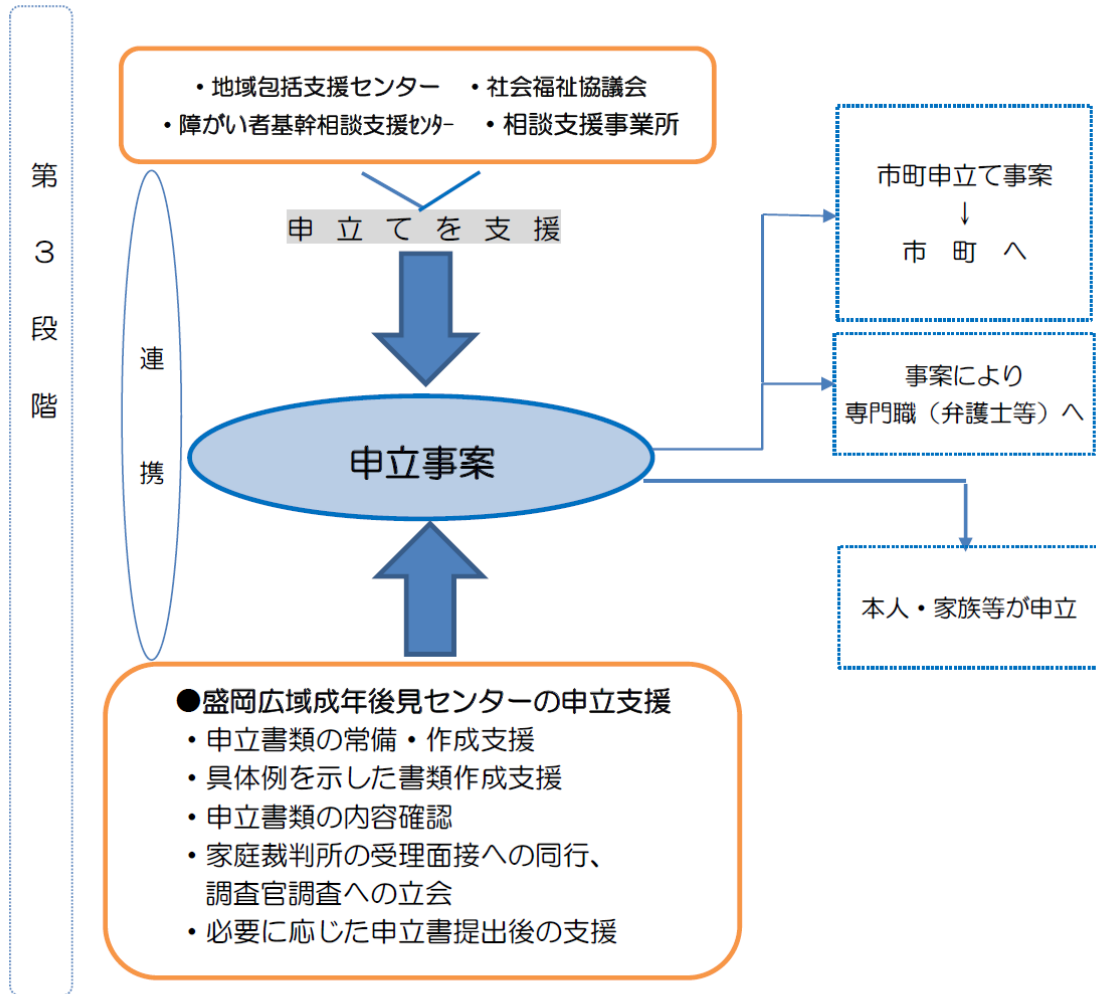
支援者が把握した相談から申立にかかるまでの制度利用に係る検討・支援・調整については、中核機関である盛岡広域成年後見センターが担い、より一層、相互連携を密に図り取組めます。法人後見については、地域の実状把握に努め、社会福祉法人や社団法人、NPO 法人など法人後見の担い手の育成についても、県と連携を図り、情報共有の場をつくり協議していきます。

相談業務の流れ ～相談支援ネットワーク～



出典：盛岡広域成年後見センター 相談業務の流れ

～申立て支援ネットワーク～



出典：盛岡広域成年後見センター 相談業務の流れ

イ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

本町においても、今後、独居高齢者・高齢者世帯等の増加により、何らかの支援を必要とする人のさらなる増加により、身寄りがなく申立人がいない、経済的負担が困難な場合など、複雑な課題を抱えた人への支援も増加すると考えられます。地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、その人らしく安心して生活が継続できるよう、家族や本人に関わる支援者が本人の意思決定を支援します。その際、サービス等に関する丁寧な説明や本人の特性に合わせた説明が意思決定しやすい環境づくりができるよう関係機関と理解を促すことができるよう進めます。

また、高齢者及び障がい者の権利擁護支援の上で、本人の家族等の問題を抱えている場合もあることから、本町においては令和3年度から取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」による多機関協働ネットワークにおいても連携し、包括的・重層的・多層的な支援体制により本町独自の連携・協力体制の構築を進め、生活支援・意思決定支援を行います。

【活動内容】

- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業や任意後見制度の周知（対応強化）
 - ・ 広報・ホームページ・地域住民が集まる場での周知チラシの配布
- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の相談窓口の周知（対応強化）
 - ・ 地域の相談窓口（町福祉課及び健康長寿課・町社会福祉協議会・町地域包括支援センター、紫波地域障がい者基幹相談支援センター）のリーフレットの作成と地域住民が集まる場での随時周知活動
 - ・ 広報・ホームページにおける周知
- 中核機関の設置
 - ・ 制度利用に係る相談、申立支援
 - ・ 地域連携ネットワークの構築
- 制度利用が必要かもしれない方の利用に係る検討
 - ・ 支援者による検討・重層的支援体制整備事業との連携
- 日常生活自立支援事業等から成年後見制度の利用の移行が必要な方の連携支援
 - ・ 矢巾町社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の相談
 - ・ 矢巾町社会福祉協議会による成年後見出張相談会（年2回）の継続実施
 - ・ 盛岡広域成年後見センターによる移行が必要な人の検討にかかる支援

② 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

ア 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

『意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であることから、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現に適うことになる。』

後見人等は、民法（明治29年法律第89号）第858条等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえたうえで、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見人事務を行う必要がある。これに加えて、後見人等が本人を代理して、法律行為をする場合、本人の意思決定の支援の観点からも、本人自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好（本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いを言う。以下同じ。）や価値を適切に反映させる必要がある。』

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 P11 抜粋）

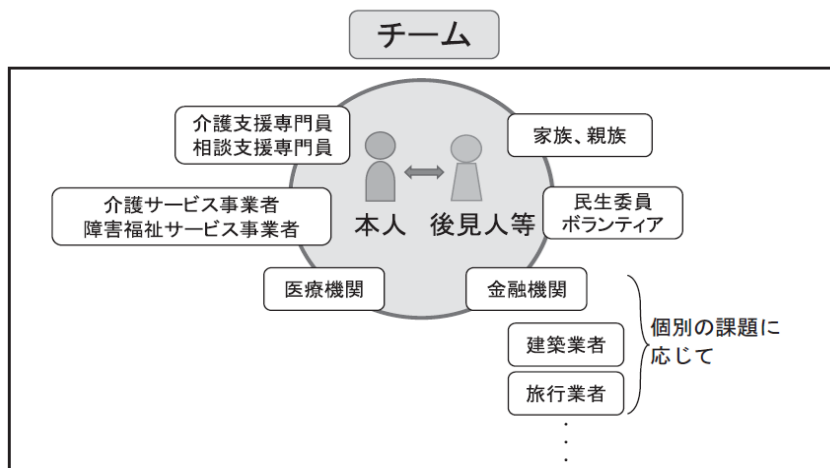
本町においても、国の第二期計画に基づき意思決定支援の取組みにあたり、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透することが望ましく、本町においては、支援機関の職員が、基本的な意思決定支援の考え方について、国が作成した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」等の活用及び研修により、知識を深め、ワーキングにおいて議論を進め、相談支援における技術の向上及び地域に意思決定支援の普及啓発を行っていきます。

また、高齢者においては地域ケア個別会議、障がい者においては支援者会議といった権利擁護支援チームにおける支援体制構築の場を活用し、成年後見制度利用となった以降においても後見人と地域の関係者等が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践できる仕組みを構築します。

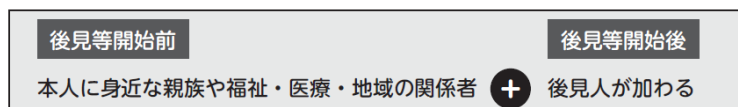
本町においては、地域ケア個別会議やサービス担当者会議等のケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけて支援を行います。

【チームとは】

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み



メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。



※出典：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き

イ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

本人の意思を尊重しつつ、後見人等による不正行為の防止を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするためには、後見人等を孤立させないよう、必要に応じた支援の下、権利擁護支援チームの一員として後見人等が職務を行うことができる環境整備を行います。

【活動内容】

- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業や任意後見制度の周知（対応強化）
・ 広報・ホームページ・地域住民が集まる場での周知チラシの配布
- 制度利用に係る検討（支援者と本人も含めたミーティング）
・ 地域ケア個別会議、支援者会議
- 支援者対象の意思決定支援研修（新規）

- 支援者による権利擁護に関するワーキング（新規）
 - ・認知症施策の分野 権利擁護ワーキング（認知症ネットワーク連絡会等）
- 後見人等の活動支援・対応の役割分担
 - ・地域ケア個別会議、支援者会議等

③ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ア 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的考え方

『権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定支援の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要である。

また、権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがなく、または身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もおります。このことから、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや、支え合い、社会参加の支援を充実することも重要である。』

（第二期成年後見制度利用促進基本計画 P21 抜粋）

本町においては、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみとして、「認知症初期集中支援チーム」、「認知症高齢者見守りネットワーク」、「消費者安全確保地域協議会」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」等地域における様々な分野・主体が連携する「包括的」なネットワーク機能を強化する取組みを進めていく必要があります。

イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能

地域連携ネットワークのしくみとして、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核機関」の3つがあります。

「権利擁護支援チーム」は、地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じて、後見等開始前においては、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、後見人開始後はこれに法的な権限を持つ後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進めます。

「協議会」は、本町を含む6市町（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、岩手町）と各市町の社会福祉協議会、専門職団体等で構成する「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を位置づけとしており、事務局は中核機関である盛岡広域成年後見センターが担っております。

「中核機関」は、令和2年4月に5市町（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町）で共同設置した「盛岡広域成年後見センター」を位置づけております。

ウ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組み

権利擁護に関わるニーズは、本人や家族、関係者等からの相談を受け止める中で把握できるものもあることから、本町では、重層的支援体制整備事業の取組みを通じて、介護や障がい、生活困窮、子育てなど各分野の関係機関・団体が連携を図り、より効果的な体制づくりを推進していきます。

また、権利擁護支援に関する相談窓口を明確にし、本人や家族、地域住民など関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解促進を図るよう取組みます。

【活動内容】

- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業や任意後見制度の周知（対応強化）
- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の相談窓口の周知（対応強化）
- 地域住民や支援者の権利擁護支援に関する研修の実施（新規）
- 後見人等も含めた支援者による制度利用中の検討
 - ・ 地域ケア個別会議、支援者会議
- 成年後見制度等の利用にかかる検討

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
<p>【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）</p> <p>【機能】 権利擁護の相談支援機能／制度利用の案内機能</p>	<p>a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）</p> <p>b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）</p>	<p>a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</p> <p>b 中核機関と各相談支援機関との連携強化</p>	<p>a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり</p> <p>b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</p> <p>c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</p>
<p>【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）</p> <p>【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能／適切な選任形態の判断機能</p>	<p>a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</p>	<p>a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成</p> <p>b 専門職団体による専門職後見人の育成</p>	<p>a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</p> <p>b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築</p>
<p>【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）</p> <p>【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能／適切な後見事務の確保機能</p>	<p>a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</p>	<p>a 地域の担い手の活躍支援</p> <p>b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化</p>	<p>a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築</p> <p>b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</p>

出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

④ 優先して取り組む事項

ア 任意後見制度の利用促進

将来、判断ができなくなった時のために、自分の意思がはっきりしているうちに代わりに対応してほしい人を自分で選んで依頼することができる制度であり、制度の周知を図り、日常生活自立支援事業や成年後見制度も含め、本人の望む安心した生活となれる制度を自身で選ぶことができるよう周知していきます。

【活動内容】

- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業や任意後見制度の周知（対応強化）

イ 担い手の確保・育成の推進

中核機関である盛岡広域成年後見センターが市民後見人養成講座を毎年実施しており、今後も継続して実施するとともに、市民後見人研修会及び情報交換会等において、定期的なフォローアップを行い、市民後見人の育成を推進します。

本町独自の市民後見人名簿について、第2期計画において、市民後見人名簿の作成を行い、中核機関とともに市民後見人が安心して活動できるよう相談や助言を行います。

また、制度の利用者増に対応するため法人後見についても、地域の実状把握に努め、社会福祉法人や社団法人、NPO法人など法人後見の担い手の育成についても協議していきます。

【活動内容】

- 市民後見人の養成・フォローアップ研修の実施
- 市民後見人名簿の作成と管理（新規）

ウ 町長申立ての適切な実施

成年後見制度を利用したくても、自ら申立てることが困難、身近に申立てる親族がない、申立の経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により、制度を利用できない人に対して、町長が申立を行うとともに、成年後見制度利用促進支援事業として申立費用の支援や報酬助成等を実施し、制度利用を支援します。

町長申立に限らず、本人申立、親族申立等についての費用助成については、第1期計画に引き続き、中核機関及び中核機関を共同設置している6市町（本町含む）とも協議、検討して行きます。

【活動内容】

○町長申立が必要な方への申立支援や報酬助成

○町長申立に限らない支援の協議・検討

5 計画の推進にあたって

(1) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念が目指す地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取組みだけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取組みが不可欠です。

そのため、本計画の考え方や取組み等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、地域での出前講座等も一つの機会と捉えて周知・啓発に努めます。

(2) 協働による推進体制

① 町と社会福祉協議会の連携強化

成年後見制度に関する取組みは多岐にわたっており、本計画と町社会福祉協議会は日常生活自立支援事業を行っている観点からも、町と社会福祉協議会が連携を図る必要があります。本計画の推進役と町民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、成年後見制度を推進していきます。

② 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、中核機関である盛岡広域成年後見センターをはじめ、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、成年後見制度にかかる取組みを進めていきます。

(3) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく成年後見制度の取組みを効果的かつ継続的に推進していくために、定期的な点検・評価を行うことが重要です。

そのため、担当課が年度ごとに進捗状況を整理し、矢巾町成年後見制度利用促進審議会において、年度ごとに進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。また、権利擁護に関連する会議体等においても、計画に基づく活動の進捗状況を情報提供し、関連団体とのより一層連携体制の構築につなげます。

また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

資 料 編

主な用語等解説

<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律 (成年後見制度利用促進法)</p>	<p>平成28年4月成立。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。</p>
<p>国の成年後見制度利用促進基本計画 (国基本計画)</p>	<p>平成29年3月24日に、成年後見制度利用促進法に基づいて閣議決定され、基本計画は平成29年度から令和3年度までの最初の計画(以下、第一期計画)。更なる施策の推進を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間の基本計画(以下、第二期計画)が令和4年3月25日閣議決定された。基本計画にもとづいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされています。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度です。</p> <p>成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。</p>
<p>成年後見制度 (法定後見制度)</p>	<p>法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。</p> <p>法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人。以下、本手引きでは「成年後見人等」又は「後見人」と言う。)が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権(本人を代理して契約などの法律行為をする)、同意権(本人が自分で法律行為をするときに同意する)、取消権(本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す)を行使することによって、本人を保護・支援するものです。</p>
<p>成年後見制度 (任意後見制度)</p>	<p>任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後</p>

	見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをする事によって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。
権利擁護支援	<p>認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、以下のような目的でなされる支援です。</p> <p>①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復（救済）。</p> <p>例：老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）51条の11の2に基づく市町村長による申立て</p> <p>②「契約（当事者間の合意）」に基づく権利：必要に応じて、適切になれる権利の行使。</p> <p>例：福祉サービスや施設入所などの契約</p>
権利擁護支援の地域連携ネットワーク	<p>全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。</p> <p>「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。</p> <p>各地域において、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ）不正防止効果に配慮することが求められています。</p>
地域共生社会	<p>社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。</p>
意思決定支援	<p>「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出す</p>

	<p>など、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされています。（「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」令和2年10月30日意思決定支援ワーキング・グループ）より。）</p>
チーム	<p>権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。</p> <p>後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。</p> <p>国基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。</p>
地域ケア個別会議	<p>市町村または地域包括支援センターが主催し、検討する事例のサービス担当者に限らず、地域の多職種の視点から課題の解決に向けた検討を行います。</p>
サービス担当者会議	<p>ケアマネジャーが主催し、利用者がそのニーズに応じたサービスを適切に活用できるようにケアマネジメントの一環として開催するものです。</p>
協議会	<p>後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。国基本計画では、期待される成果として、以下の事項が例示されています。</p> <p>①以下のような地域課題の検討・調整・解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること ・ 困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催す

	<p>る体制を整備すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種間での更なる連携強化を進めること <p>②成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについて、家庭裁判所との情報交換・調整</p>
中核機関	<p>専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託）。</p> <p>「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークが、オ）不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。</p> <p>国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、本「手引き」においては、中核機関の役割を以下の3点に集約して整理しています。</p> <p>ア： 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」</p> <p>イ： 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」</p> <p>ウ： 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」</p>
成年後見人等	<p>家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人を指します。</p> <p>本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り</p>

	<p>消したりすることによって、本人を保護・支援します。</p> <p>成年後見人等に選任される主体としては、親族後見人、専門職後見人、市民後見人、法人後見実施団体等があります。</p>
市民後見人	<p>弁護士や司法書士などの資格はもとないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民が、市民後見人養成講座を受講し、成年後見制度に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者です。</p>
日常生活自立支援事業	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。</p>
重層的支援体制整備事業	<p>重層事業は、既存の介護、障がい、子育て、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援にニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域における重層的なセーフティネットを強化する事業であり、地域共生社会の理念を前提とし社会福祉法第106条の3第1項に規定する市町村の努力義務を具体化するものです。</p>
認知症初期集中支援チーム	<p>複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。</p>
消費者安全確保地域協議会	<p>地域において、認知症高齢者や障がい者等の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワークであり、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3に規定による組織体制をいいます。</p>

出典：厚生労働省ホームページ、法務省ホームページ、消費者庁ホームページ

成年後見制度利用促進に関する法律、第二期成年後見制度利用促進基本計画

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年四月十五日)

(法律第二十九号)

第百九十回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二八年四月一五日法律第二九号

成年後見制度の利用の促進に関する法律をここに公布する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（平二八法二九・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
 - 二 保佐人及び保佐監督人
 - 三 補助人及び補助監督人
 - 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 成年被後見人
 - 二 被保佐人
 - 三 被補助人
 - 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者
- 3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。
- 4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

- 2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力

及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目的として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

と。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(平二八法二九・一部改正)

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

(平二八法二九・全改)

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(平二八法二九・旧第六章繰上)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努

めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十三条繰上)

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十四条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行)

(平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行)

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

○矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例

令和元年 12 月 5 日

条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、町の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等（法第 2 条第 2 項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。）が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと、成年被後見人等の財産管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、町民の中から成年後見人等（法第 2 条第 1 項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成し、その活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(町の責務)

第 3 条 町は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(関係者の協力)

第 4 条 成年後見人等、成年後見等実施機関（法第 2 条第 3 項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。）及び成年後見関連事業者（法第 2 条第 4 項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。）は、町が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第5条 町民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、町が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の連携)

第6条 町、成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

(成年後見制度利用促進基本計画の策定等)

第7条 町長は、法第14条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、町内における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、前項の規定による基本計画を策定する場合において、広く町民の意見が反映されるように努めるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(地域連携ネットワークの構築等)

第8条 町長は、町民の権利擁護の支援のため、成年後見等実施機関、成年後見関連事業者及び関係団体との地域連携ネットワークを構築するものとする。

(財政上の措置)

第9条 町長は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(成年後見制度利用促進審議会の設置)

第10条 町長は、法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するため、矢巾町成年後見制度利用促進審議会を置く。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例施行規則

令和元年12月5日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例(令和元年矢巾町条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第2条 条例第10条の矢巾町成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療又は福祉関係者
- (2) 弁護士、司法書士又は社会福祉士の職にある者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審議会の所掌事務)

第3条 審議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 条例第7条の規定による町内における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。
- (2) 条例第8条の地域連携ネットワークの構築に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関すること。

(審議会の会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

5 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第6条 審議会の事務局その他成年後見制度の利用の促進に関し必要な庶務は、健康長寿課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○矢巾町成年後見制度利用促進審議会委員

所 属	役 職	氏 名	備考
一般社団法人 紫波郡医師会	会長	木村 宗孝	副会長
矢巾町地域包括支援センター	所長	吉田 均	
紫波地域障がい者基幹相談支援センター	所長	田代 拓之	
岩手弁護士会	会長	山崎 哲雄	
岩手県司法書士会	司法書士	下屋敷 俊介	
岩手県立大学社会福祉学部	准教授	宮寺 良光	会長
盛岡広域振興局	保健福祉環境部長	菊池 優幸	
矢巾町社会福祉協議会	事務局長	佐藤 由子	
岩手県行政書士会	行政書士	細川 榮子	
一般公募		作山 幸雄	

助言者

盛岡広域成年後見センター	センター長	菊池 潤	
--------------	-------	------	--

(順不同 敬称略)

第2期矢巾町成年後見制度利用促進基本計画

令和6年3月

岩手県 矢巾町 健康長寿課

〒028-3692 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

TEL : 019-697-2111(代表) FAX : 019-698-1214

ホームページアドレス <https://www.town.yahaba.iwate.jp>